

別紙

「(仮称) 大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」に対する
環境大臣意見

本事業は、エコ・パワー株式会社が、大分県大分市及び臼杵市の行政界付近の尾根部において、総出力 26,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域の大部分は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく水源かん養保安林に指定されており、現状の計画では、風力発電設備を設置するためには、同法第二十六条の規定に基づく保安林の指定の解除が必要な状況である。また、現状の計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅及び土捨場の造成により、比較的大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものであり、土地の改変等に伴う土砂流出による水環境、生態系等への影響が懸念される。さらに、事業者によれば、土捨場については、森林施業用地として利用することを前提として保安林内に設置することとしているものの、準備書の作成に際し、森林施業用地の利用者との調整や土捨場の規模や構造についての検討が十分に実施されていない。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、当該区域及びその周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これら鳥類への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査及び環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の大部分は、森林法に基づく水源かん養保安林に指定されており、現状の計画では、風力発電設備を設置するためには、同法第二十六条の規定に基づく保

安林の指定の解除が必要な状況である。また、現状の計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅及び土捨場の造成により、比較的大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものである。特に、その発生土の多くは風力発電設備のヤード造成及び工事用・管理用道路の新設・拡幅に伴う切土によるものであり、その残土の処理のため、更なる土地の改変が行われることから、それに伴う土砂流出による水環境、生態系等への影響が懸念される。

このため、擁壁等の構造物の活用や工事用・管理用道路に残土を活用すること等により、可能な限り土工量の最小化を図り土地の改変を抑制すること。また、対象事業実施区域内にやむを得ず土捨場を設置する場合は、専門家等の指導・助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所及び工法を選択すること。さらに、保安林の改変が予定される箇所については、その面積を最小化し、関係機関に対して改変の目的及び土捨場等の規模や構造を適切に説明した上で協議・調整を行うこと。

（２）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、当該区域及びその周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。

このため、本事業による希少猛禽類等の重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置並びに稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。